

事業者は、本サービスの利用にかかる申し込みを行う場合には、本サービスの仕組みおよび本サービスにより提供されるサービスの内容を理解・承諾の上、事業者の本サービスに関する事務局のメールアドレス等必要な事項を記載した当社所定の申込書により申し込むものとします。

第3条（契約の成立と契約期間）

1. 前条の事業者による本サービスの利用にかかる申し込みがなされ、当社が当社の取引基準に基づく審査により適格と判断した場合において、当社による承諾の意思表示が事業者に到達した時をもって、当社と事業者の間に本契約が成立するものとします。ただし、事業者は、本約款の内容を理解しこれに同意した場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。
2. 本契約の契約期間は、前項により契約が成立した日より、事務局アカウントの利用終了日までとします。

第4条（サービス登録と利用、解約）

1. 当社は、本契約が成立した場合には、サービス利用開始日までに事業者の本サービスへの登録を完了し、事業者に対し事務局アカウントを発行するものとします。
2. 事業者は、事務局アカウントを用いて、本サービスの利用に必要なユーザアカウントの登録とその利用開始日の設定、または利用プランの利用開始日の設定ができます。課金対象となる、ユーザアカウントまたは利用プランの利用開始日の設定を行った場合、第13条の定めに従い利用料が発生します。
3. 当社または事業者の都合により事務局アカウントを再発行する場合には、当社は、情報セキュリティの観点から事業者の認証を行うことができるものとします。なお、事業者は、事務局アカウントの再発行には一定の時間を要し、当社が即時の再発行には応じられないことを予め承諾します。
4. 事業者が、契約期間中に、課金対象となる、ユーザアカウントの追加もしくは既存のユーザアカウントの利用期間の更新を行った場合、または利用プランの利用期間の更新を行った場合、これに伴って事務局アカウントの利用終了日も更新され、本契約の契約期間は当該更新後の事務局アカウントの利用終了日まで延長されます。
5. 事業者が、契約期間満了前に本契約の解約（事務局アカウントの利用の終了）を希望する場合には、当社指定の様式にて申請するものとします。この場合、事業者の申請に基づき、当社が事務局アカウントの利用を停止した日をもって本契約は終了します。
6. 当社は、当社の行う審査において、事業者が本サービスの一部または全部のサービスの利用について不適格と判断した場合は、事業者の事務局アカウントの登録を拒否し、または発行済みの事務局アカウントの利用を停止することがあります。なお、事業者が既に利用料を当社に支払っている場合には、当社は当該利用料の減額・返還義務を

負わないものとします。

第5条（アカウント等の管理）

1. 事業者は、サービス利用開始日以降、ひとつのユーザアカウントに対してひとりのユニークな従業員等を割り当てるものとします。ユーザアカウントを複数の従業員等で共用し、またはひとりの従業員等から別の従業員等に引き継いで使用することはできません。
2. 事業者は、アカウント等を厳重に管理する義務を負い、第三者に譲渡または貸与もしくは開示等してはならないものとします。事業者のアカウント等の管理不十分、第三者によるアカウント等の不正使用等による事業者およびユーザの損害に対し当社は一切の責任を負いません。また、第三者がアカウント等を用いて本サービスを利用した場合、当社は当該利用が事業者によるものとみなします。
3. 前二項にかかわらず、事業者が、事務処理の必要性から、事業者が行うべき作業等を第三者に代行させる場合は、当該第三者に本約款における事業者と同等の義務を負わせたうえで、当社が別途定める手続きに従い申し出るものとします。なお、当社は、当該第三者が本サービスの提供に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあると判断した場合、当該第三者の作業代行を認めないことがあります。事業者は、事業者の一切の責任において当該作業代行を行うものとし、それにかかる事故等に関し、当社は何らの責任も負わないものとします。

第6条（事業者の義務および禁止行為）

1. 事業者は、当社が承諾した利用目的においてのみ、本サービスを利用できるものとし、当社が承諾した利用目的以外での本サービスの利用、または第三者に対する利用の許諾をしてはならないものとします。
2. 事業者は、事業者自らまたは第三者をして、如何なる方法によっても、本サービスについて、複写、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバーへのアップロードを含みます。）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳または第三者への開示をしてはならないものとします。
3. 事業者は、事業者自らまたは第三者をして、本サービスと同一または類似のものを作成することはできません。
4. 事業者は、事業者自らまたは第三者をして、本サービスに関する出版物等を発行することはできません。

第7条（再委託）

当社は、本サービスの一部または全部を第三者に再委託できるものとします。この場合、当社は本約款上の当社と同等の義務を再委託先である第三者に負わせ、当社自らも当該再

委託先の義務を連帯して負います。

第 8 条（機密情報の保持）

1. 事業者および当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、本サービスの提供ないし利用に関して知り得た相手方に関する情報を、前条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、以下の各号の情報を除きます。
 - (1)相手方から知り得た時点で、公知である情報
 - (2)相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報
 - (3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - (4)相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報
2. 事業者および当社は、法令の定めまたは裁判所、政府機関の命令等により機密情報の開示を義務づけられた場合、前項の定めにかかわらず、対象となる機密情報を開示できるものとします。

第 9 条（個人情報）

当社は、本サービスの提供に際して事業者より個人情報の取扱いの委託を受ける場合、当該個人情報を機密として保持し、第 7 条に定める場合を除き、事業者の事前の承諾なく、第三者に開示、漏洩し、また本サービスの提供以外の目的で利用してはならないものとします。また、当社は、当該個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に必要な合理的安全管理措置を講じなければならないものとします。なお、当該個人情報が前条第 1 項各号に該当する場合も、当社は、当該個人情報を機密として保持しなければならないものとします。

第 10 条（知的財産権の帰属）

1. 本サービス（内容、配列、採点方法、マニュアル、解説書等を含みます。）および本サービスを通じて当社から事業者提供される情報や事業者が得たサーベイの結果等（以下「情報等」といいます。）に関する著作権等の知的財産権（著作権法第 27 条および 28 条に定める権利を含みます。）は、すべて当社に帰属するものとします。
2. 事業者は、情報等を、本サービスの利用目的の範囲で、自社内においてのみ非独占的に自由に使用できるものとします。

第 11 条（本サービスの提供の停止）

当社は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、事業者への事前の通知なくして、本サービスの提供を一時的に停止することができます。

- (1)本サービスの保守または仕様の変更を行う場合
- (2)天災地変等の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、本サービスの提供が不可能となり、またはそのおそれがある場合

(3)当社が、その他やむを得ない事由により本サービスの提供の一時的な停止が必要と判断した場合

第 1 2 条（本サービスの利用の停止等）

1. 当社は、アカウント等が不正に利用されているもしくはその疑いがある場合、当該アカウント等を変更するよう事業者に求め、また当該アカウント等の利用を一時的に停止することができます。
2. 当社は、事業者が本約款等に違反しているもしくはその疑いがある場合、事業者の本サービスの全部または一部の利用を停止することができます。

第 1 3 条（利用料）

1. 利用料は、課金対象となる、ユーザアカウントまたは利用プランの利用開始日に、事業者支払い義務が発生するものとします。事業者が、当該利用開始日以降、本契約の解約、ユーザアカウントの変更・削除等を希望した場合であっても、利用料は減額・返還されないものとし、事業者は利用料の支払い義務を負うものとします。
2. 当社は、利用料を毎月末締めにて計算し、翌月に事業者に対して請求書を送付するものとします。事業者は、当社より請求を受けた利用料全額を、別途定める期日までに当社の定める銀行口座へ振り込むことにより支払うものとします。なお、振込手数料は事業者の負担とします。

第 1 4 条（約款の変更）

1. 当社は、事業者の承諾なく、本約款を随時変更することができるものとします。
2. 前項に関わらず、当社は、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます。）の適用開始日の 2 週間以上前から適用開始日まで、変更条件を本サービス上に掲載するものとします。
3. 事業者は、変更条件を承諾しない場合には、当該変更条件の掲載日より 2 週間以内に、書面にて当社に対して通知しなければなりません。
4. 当社が前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとします。ただし、事業者は利用料の全額について支払義務を負うものとし、事業者が既に利用料を支払っている場合には、当社は事業者に対し当該利用料の減額・返還義務を負わないものとします。
5. 前項の規定により本契約が終了する場合を除き、本約款は、適用開始日に、当該変更条件どおりに当然に変更されるものとします。

第 1 5 条（当社の責任）

1. 事業者の本サービスの利用により生じる一切の損害（精神的苦痛またはその他の金銭

的損失を含む一切の不利益)につき、当社は当社に過失がない限り責任を負わないものとし、また、当社が責任を負う場合であっても、当社の故意または重過失がない限り、当社の責任は当該損害発生時点から直近で当社が事業者へ請求した利用料を上限とし直接かつ通常の損害に限られるものとし、

2. 事業者が本サービスに登録を申請した事項もしくは事業者が自ら登録した事項に誤りがあること、または事業者が登録すべき事項を登録しなかったことにより、事業者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとし、
3. 回線の混雑や回線障害、または予測できないコンピュータのトラブル等により本サービスを一時的に利用出来ない場合、当社は一切の責任を負わないものとし、
4. 通常講ずべきコンピュータウィルス対策では防止できないコンピュータウィルス被害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとし、当社は、コンピュータウィルスその他の不可抗力に起因して本サービスにおけるデータが消去・変更されないことおよび本サービスの提供に不具合やエラーや障害が生じないことを保証するものではありません。
5. 当社は、事業者がサーベイの結果その他本サービスを利用して得た結果の効果を保証するものではなく、事業者が本サービスの結果に基づき行動しまたはしなかったことにより事業者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとし、
6. 事業者が日本以外の国または地域において本サービス(サーベイの結果の利用を含みます。)を利用した場合において、本サービスの一部または全部が、当該国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、事業者その他の第三者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとし、
7. 天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、当社のコントロールの及ばないあらゆる原因により、本サービスの提供に履行遅滞または不履行が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとし、

第16条 (データ等の利用)

当社は、事業者およびユーザによる本サービスの利用に関するデータ(本サービスに関し送信または開示等したコメントおよび回答、本サービスの閲覧履歴ならびに利用履歴を含みますがこれらに限られません。)について、事業者およびユーザを識別、特定できないように加工、集計した統計データおよび属性情報等を作成し、当該統計データおよび属性情報等を何らの制限なく利用することができ、事業者はこれを承諾するものとし、なお、当該利用には、当社の顧客への提案および報告、広報、宣伝、分析、研究ならびに本サービスおよび新規サービスに関する検討および開発のための利用を含みますが、これらに限られません。

第17条（データの閲覧、廃棄、削除、消去）

1. 事業者は、契約期間中のみ、過去の仕事の状況の記録、コメント、サーベイの回答、その結果等の本サービス上のデータ（以下「過去データ」といいます。）の閲覧やダウンロード等を行うことができます。また、事務局アカウントを用いてユーザアカウントに付随する過去データを削除等することができます。
2. 契約期間終了後の過去データの保管期間について、当社は、内規にてこれを定めるものとします。当社は、当該保管期間経過後は、過去データの保管義務を負わず、当社の裁量で任意にこれを削除することができます。なお、当社は、当該保管期間中において、事業者からの求めに応じて、過去データを事業者に提供する義務を負わないものとします。事業者は、過去データの保管が必要な場合、契約期間中に過去データをダウンロード等して保管するものとします。
3. 当社は、事業者から過去データの削除依頼があった場合、速やかに当該過去データの廃棄、削除、消去を行うものとします。なお、個人情報の消去には、個人を識別不能とする処理を含みます。

第18条（反社会的勢力の排除）

1. 事業者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 事業者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

第19条（権利義務譲渡の禁止）

事業者は、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

第20条（禁止事項）

セキュリティ保持の必要性に鑑み、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業者の自動巡回プログラム等により本サービスに関するシステムの全部または一部に過負荷をもたらすおそれのある行為または本サービスの利用の目的を超えてアクセスする行為（セキュリティ診断、検査その他アクセスの目的および方法を問いません。）は一切禁止します。万一事業者が当該行為を行った場合、当社はこれに対し事前予告なくして遮断措置等技術上の措置を講じることができるものとし、これにより事業者に損失が生じた場合でも当社は何ら責任を負わないものとします。

第21条（契約解除）

1. 当社は、事業者が次の各号の一に該当するときには、即時に本契約を解除（アカウント等の停止を含み、以下本条において同様とします。）または本サービスの提供を停止することができます。
 - (1)本約款の規定に違反したとき
 - (2)当社の信用を傷つけたとき
 - (3)差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
 - (4)手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払い不能となったとき
 - (5)事業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき
 - (6)合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
 - (7)信用に不安が生じたとき
 - (8)事業を廃止したとき、または清算にはいったとき
 - (9)第18条の表明保証に違反したとき
 - (10)その他本約款に定める条件を遂行できる見込みのなくなったとき
2. 当社は、前項各号に定める事項の他、第三者からの苦情または事業者に起因するトラブル等から、事業者による本サービスの利用が、当社または本サービスの信用等に影響を及ぼす可能性があるると判断した場合には、本契約を即時に解除することができるものとします。

3. 事業者は、前二項の規定により本契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する一切の債務を弁済するものとします。

第22条（準拠法・合意管轄）

本約款および本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条（存続条項）

本契約終了後も、第6条、第8条、第9条、第10条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第22条、第24条および本条は有効に存続するものとします。

第24条（協議解決）

本約款および運用ルール等の解釈に疑義が生じた場合、または本約款および運用ルール等に規定されていない事項については、当社と事業者は、協議の上円満に解決するものとします。

附則： 令和2年12月1日 改定・適用